

平成28年 第2回稲城市議会定例会での一般質問と答弁

○ 18番（大久保もりひさ君） 一般質問を始める前に一言申し上げます。熊本地震で亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、御遺族の皆様と被災された皆様に心からのお見舞いを申し上げます。

それでは、一般質問をさせていただきます。

項目番号1、新公会計制度導入による財政の見える化について。(1)、本市における公会計制度導入の目的について伺います。

○ 企画部長（武藤路弘君） 公会計制度導入の目的につきましては、現金主義・単式簿記によるこれまでの地方自治体の会計制度に発生主義・複式簿記といった企業会計的な手法を取り込むことにより、資産・負債などのストック情報や、現金主義の会計制度では見えにくいコストを把握し、自治体の財政状況をよりわかりやすく開示することでございます。さらに、資産・債務の適正管理や有効活用といった中長期的な視点に立った自治体経営にも活用していくものでございます。

○ 18番（大久保もりひさ君） 私も、現在の自治体の財政状況を市民にわかりやすく開示することと、中長期的な自治体経営にも活用することに対しまして、公会計制度は役立つものと考えております。本市におかれましては、市内の限られた資源の中から真に必要な分野を選択して集中させるとともに、それ以外の業務については指定管理者やPFI制度を導入して民間開放を進めていることを評価するのですが、これまで以上に積極的に進めていくためには、開放する事業のフルコストを明確にして、受け皿となる民間企業等に示していく必要があると考えます。しかしながら、現在の行政のコスト認識は、人件費と事業費に区分され、開放する事業の人件費や間接費を含めた事業コストの把握ができる制度とはなっていないのが実態であり、中長期を見据えた戦略的な自治体経営には、事業や業務単位のフルコストの把握が必要であると考えます。国においては、公認会計士である公明党の竹谷とし子参議院議員が財務大臣政務官時代に、国が直接行っている事業について、フルコスト情報の開示に取り組み、国として初めて、平成26年度決算から試験的に24事業と業務の情報開示を実現させました。国にできて、地方自治体にできないわけはありません。本市におかれましては、公会計制度導入の目的を達成するために、事業や業務ごとのフルコストが明確になるように取り組むべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 企画部長（武藤路弘君） 事業や業務ごとのフルコストが明確になるような取り組みにつきましては、市では公会計制度を活用しました事務事業評価に取り組んでおり、平成27年度には、予算上の事務事業を単位としまして2事業を選定し、フルコスト情報活用のための試行を行っております。また、平成28年度につきましては、各部1事業程度を対象事業に拡大しまして、公会計制度を活用しましたフルコストによる事務事業評価を試行してまいりたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 今年度は試行されるということで、今後はその試行を受けてしっかりと拡大していただいで、まずは特に重要な事業については全て取り組むということで進めていただきたいと思ひます。

(2)、総務省方式と東京都方式の違いについて。①、総務省方式の優位な点を伺ひます。

○ 企画部長（武藤路弘君） 総務省方式につきましては、全ての地方公共団体において適用できる統一的な基準となるように作成された地方公会計でございます。官庁会計処理に基づくデータにより、発生の都度複式仕訳を実施する日々仕訳方式か、年度末に作業を一括して行う期末一括仕訳方式のどちらかを選択することが認められております。そのため、期末一括仕訳方式を採用することで、財務書類の作成に携わる職員が少なく済むことや、財務会計システムの改修は必須でないことから、導入経費を抑えることができます。また、総務省が実施した平成27年3月31日時点での調査結果では、平成29年度までに地方公共団体の98.2%に当たる1,755の団体においてこの統一的な基準による財務書類の作成が完了する予定であることから、他自治体と同じ基準によりまして財務書類を比較分析することが可能となります。

○ 18番（大久保もりひさ君） 確かに、会計情報は比較することによりその価値を大きくするものと考えますので、他の自治体と比較できることは大きなメリットがあると考えます。しかしながら、日々仕訳方式か期末一括仕訳方式のどちらかを選ぶ際に、携わる職員が少なく済むことをメリットとして挙げられましたがけれども、私は、全ての職員が日々仕訳を行うことによるメリットのほうが大きいと考えます。御所見を伺ひます。

○ 企画部長（武藤路弘君） 全ての職員が携わる日々仕訳につきましては、仕訳の検証精度が高くなり、内部統制に寄与することなどのメリットがあることは認識しております。しかし、この公会計制度につきましては、現行の官庁会計であります現金主義・単式簿記の補完として整備するものでございます。そのため、現金支出等に合わせた仕訳処理に基づく現行のシステムをバージョンアップし、期末一括仕訳方式に取り組むほうが、多くの経費をかけシステム改修し、日々仕訳に取り組むよりメリットがあると判断したものでございます。

○ 18番（大久保もりひさ君） 国のほうが変わらないと、なかなかできないといった御答弁のように伺ひました。

②、東京都方式の優位な点を伺ひます。

○ 企画部長（武藤路弘君） 東京都方式につきましては、日々仕訳方式のみとなっております。そのため、日々仕訳方式におきましては、職員みずから仕訳を行うことでコスト意識が高まることや、年度途中における財務書類の作成やデータ分析などの

活用を図ることが可能となります。

○ 18番（大久保もりひさ君） 本当はもっとたくさんメリットはあると思うのですが、導入していない方式なので、ちょっと遠慮げみという感じがしましたが、東京都方式を採用された福生市では、新公会計制度の導入に伴い、実施計画を予算化された全ての事業について作成すると聞いております。また、予算の際に事業の内容や財源も盛り込んだ予算説明書を作成し、決算の際には人件費や減価償却費を含む全ての経費を書き込む事業別コスト計算書等の財務諸表も全ての事業について作成するそうであり、これにより人件費や減価償却費を含むフルコストが事業ごとに明らかとなり、原則全ての事業における費用対効果等が見える化されることとなるわけであり、このように、東京都方式では、事業別、会計別、部局別など、多様な財務諸表を作成し、コスト分析や施策評価への活用が大きなメリットであると考えます。このような徹底した財政の見える化に対する御所見を伺います。

また、公会計制度導入の目的である、自治体の財政状況をよりわかりやすく開示することや、中長期的・戦略的自治体経営には東京都方式のほうがメリットが大きいと考えますが、なぜ総務省方式を選択されたのか、市の見解を伺います。

○ 企画部長（武藤路弘君） 今後は、総務省の統一的な基準により財務書類を作成することで、同じ基準により作成された類似団体との比較や、予算書上の事業別の行政コスト計算書を活用した事務事業評価などに取り組むことで、これまで以上に財政の見える化に取り組んでまいります。

また、本市におきましては、平成25年10月に稲城市の新公会計制度を策定しまして、その中で、東京都方式は採用団体が少なく、他の団体との比較が難しいことや、システム導入に多額の費用がかかることなどから、総務省基準モデルによる財務書類の作成に取り組むことといたしました。その後、平成27年1月に国から総務省の統一的な基準モデルによる財務書類の作成が示されたことから、引き続き市におきましては総務省方式を選択し、取り組むというものでございます。

○ 18番（大久保もりひさ君） (3)、今後の取り組みについて伺います。

○ 企画部長（武藤路弘君） 今後の取り組みにつきましては、現行のシステムを総務省の統一基準モデルにバージョンアップするとともに、固定資産台帳の再整備を行った上で、平成27年度決算について、総務省の統一的な基準により財務書類を作成してまいります。また、全ての自治体が原則として平成29年度までに総務省の統一的な基準により財務書類を作成しますので、他の団体を参考にしながら、市民によりわかりやすい開示に努めてまいります。

○ 18番（大久保もりひさ君） 既に総務省の統一基準モデルに決定されておりますので、今さら東京都方式への転換は難しいとは思いますが、日々仕訳方式の導入と予算説明書や事業別コスト計算書等の多様な財務諸表の作成については、早期に検討す

るべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ **企画部長（武藤路弘君）** 市といたしましては、平成27年度決算より期末一括仕訳方式による総務省の統一的な基準での財務諸表の作成に取り組んでまいります。今後につきましては、総務省の統一的な基準で作成した平成27年度決算における財務諸表を検証し、類似団体と比較するための様式とか、期末において作成する予算書上の業務別行政コスト計算書を活用した事務事業評価などに取り組んでまいります。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 新公会計制度導入による財政の見える化につきましては、公明党が主導していることをごさいますので、今後におきましても機会を捉えて質問させていただきます。

項目番号2、相続放棄された接道していない土地の問題について伺います。約10年前に相続が発生した本市内の斜面地が、接道していないために売却することができず、相続放棄されました。その後、放置されたために、雑草や樹木等が生い茂り、隣地の生活圏に侵入していることや、管理されていないことによる斜面崩壊等の危険性が問題になっています。

(1)、相続放棄された土地の所有者について伺います。

○ **企画部長（武藤路弘君）** 相続放棄された土地につきましては、相続人が存在しない状態となり、民法の規定により、一つのまとまった相続財産という法人になるもので、土地の所有者につきましても存在しないこととなります。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 国土交通省のホームページには、所有者がわからない土地を増大させないためのさまざまな取り組みが紹介されています。相続放棄された土地の所有者は存在しないとの御答弁でしたが、所有者不在の土地をそのままの状態に放置するべきではないと考えます。相続放棄された土地の所有者を決めるためのフローを説明してください。

○ **企画部長（武藤路弘君）** 相続放棄された土地の所有者を決めるためのフローでありますが、家庭裁判所が債権者などの利害関係人または検察官の申し立てによって相続財産管理人を選任し、相続財産の管理や処分、清算などを行わせます。その結果、相続財産であった土地は、新たな所有者に移ることになります。

○ **18番（大久保もりひさ君）** (2)、相続放棄された土地の管理について伺います。

○ **企画部長（武藤路弘君）** 相続放棄された土地である相続財産の管理につきましては、相続財産管理人が選任された場合には、この相続財産管理人に引き継がれて管理が始まるまでは、民法上の規定により、相続放棄した相続人が管理の義務を負うこととなります。

○ 18番（大久保もりひさ君） 今の(1)と(2)の御答弁を総合しますと、所有者が存在しない土地であっても、管理の義務を負う立場の人が必ず存在するとの理解でよろしいのでしょうか。

○ 企画部長（武藤路弘君） そのとおりでございます。

○ 18番（大久保もりひさ君） (3)、本市内の相続放棄された土地に対する苦情について伺います。

○ 市民部長（西山 誠君） 当市では、これまで雑草や樹木等が生い茂り、隣地の生活圏を侵害している状況が見受けられた際、稲城市あき地の環境保全に関する条例に基づき、犯罪または火災の発生並びに汚物の投棄等を未然に防止することを目的に、口頭や文書により注意を呼びかけておりますが、市内における相続放棄された土地についての市民部への苦情は受けておりません。

○ 都市建設部長（吉野浩章君） 都市建設部では、過去に市内における相続放棄された土地についての苦情を受けております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 相続放棄された土地に対する苦情が過去にはあったということが確認できました。

(4)、本市内の相続放棄された土地に対する本市の具体的な対応について伺います。

○ 企画部長（武藤路弘君） 相続放棄された土地の管理につきましては、家庭裁判所が選任する相続財産管理人に引き継がれ管理することとなりますので、この管理人に適切な管理をお願いすることとなります。

○ 18番（大久保もりひさ君） 相続放棄された土地が相続財産管理人に引き継がれずに宙に浮いた状態のときに、本市はどのように対応されるのでしょうか、御所見を伺います。また、相続財産管理人に引き継がれていても、土地が放置されたために雑草や樹木等が生い茂り、隣地の生活圏に侵入したり、管理されていないことによる斜面崩壊等の危険性が高まったりしたときの本市の具体的な対応についても伺います。

○ 企画部長（武藤路弘君） 相続財産管理人が選任されないままですと、相続放棄されました土地の清算手続が進まないこととなります。したがって、相続財産管理人の選任を促す手段などについて、今後研究してまいります。

○ 市民部長（西山 誠君） 相続放棄された土地が相続財産管理人に引き継がれた場合につきましては、相続財産管理人に対しまして適切な管理をお願いすることになりますが、再三お願いしても実施していただけない場合とか、斜面崩壊等の危険性が

想定された場合などにつきましては、実情を把握いたしまして、今後対応を検討してまいります。

○ 18番（大久保もりひさ君） 市民から苦情があったときに、速やかかつ適切に対応できるように、早急に対応を決めていただきたいと思います。

項目番号3、分譲マンションと地域住民の共助による地域防災力の強化について伺います。

大規模自然災害時には、地域コミュニティーによる共助が減災に大きく貢献することが指摘されています。特に分譲マンションは、堅牢な躯体、共用施設、管理に関する人材や組織等を有しているため、災害時に地域に貢献できる要素を備えている場合が多く、東日本大震災では、こうした分譲マンションが地域住民の受け入れ等に活躍した事例も見られました。

(1)、分譲マンションの居住者と地域住民の間で、被災時において物資供給や避難支援ができるよう、共助の関係を事前に構築しておくことが災害に強い地域づくりにつながると考えます。市の見解を伺います。

○ 消防本部消防長（小泉昭彦君） 分譲マンションと地域住民における共助の体制につきましては、市では、それぞれの自主防災組織が被災時に機能することが重要と考え、マンションに居住する住民同士での安否確認や避難支援等の共助の体制づくりに努めております。御質問の共助は、理想の姿だと思いますが、各自主防災組織が活動に苦慮されていることを考えると、難しいものと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 理想ではあるけれども、困難であるとの認識を伺いました。また、自主防災組織が被災時に機能するように、マンション内の住民同士の共助の体制づくりに努めておられるとの御答弁でございました。本市においては、自主防災組織の結成基準が100世帯以上の集合住宅となっていることから、100世帯未満の小規模分譲マンションは対象にはなっておりませんので、100世帯未満の小規模分譲マンションにおける共助の体制づくりへの支援が大切であると考えます。そして、自主防災組織を結成していない100世帯未満の小規模分譲マンションの居住者が、その地域の自主防災組織の一員として、消防訓練や防災訓練に取り組めるように支援することも必要であると考えます。御所見を伺います。

○ 消防本部消防長（小泉昭彦君） 自主防災組織が結成されていない小規模分譲マンションの共助の体制は重要なことと考えております。小規模分譲マンションの住民も各地域の自主防災組織の一員であることから、自主防災組織本部長会議等を通じて各地区で行われる防災訓練への参加を呼びかけ、被災時に共助の体制が構築できるように支援に努めてまいります。

○ 18番（大久保もりひさ君） (2)、分譲マンションの居住者による地域防災の取り組みの現状と課題について伺います。

○ **消防本部消防長（小泉昭彦君）** 分譲マンションによる地域防災の取り組みの現状につきましては、住民により結成された自主防災組織ごとに防災訓練や避難所設営訓練に取り組み、居住者の共助の推進に努めております。課題といたしましては、新築マンションなどにおいて、入居後間もない方々の防災訓練への参加が少ないことだと伺っております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 自主防災組織が結成されている分譲マンションにおいては、防災訓練への参加者をふやすための実践的な工夫が大切であると考えます。例えば、最近注目を浴びている、食べながら備蓄するローリングストック法によるサバイバルキッチンや、模型で実際の揺れを再現して地震のメカニズムや家具などの転倒の危険性などを解説するミニ講座などを防災訓練で行うべきであると考えます。また、分譲マンションのエントランスロビーを防災訓練の告知スペースとして開放していただき、防災パネルやグッズなどを展示することにより、防災訓練に参加する機運を醸成することも必要でしょう。告知チラシも、文章だけでなく、イラストを中心に、楽しく役に立つイベントであることを印象づけることも必要であると考えます。御所見を伺います。

○ **消防本部消防長（小泉昭彦君）** より多くの市民の方に参加していただくため、今年度の地域防災訓練において、例年実施している炊き出し訓練のほかに、ローリングストック法に基づき、備蓄している食料を日々の食事にも活用できるようなレシピや、消費期限が短いレトルト食品等を使って簡単につくれる料理などの紹介を予定しております。また、防災訓練への参加を促すための取り組みといたしまして、ホームページやポスター、ツイッターなどのツールを活用した周知に努めておりますが、自主防災組織が結成されていない分譲マンション等に対しましても、ポスター掲出などを含め、積極的な周知に努めてまいります。

○ **18番（大久保もりひさ君）** (3)、地域防災力の強化に取り組む分譲マンションへの行政の支援の現状と課題について伺います。

○ **消防本部消防長（小泉昭彦君）** 地域防災力の強化に取り組む分譲マンションへの行政の支援につきましては、分譲マンションに限らず、地域防災力強化に取り組む自主防災組織に対して、災害発生時に円滑に防災活動ができるよう、防災資機材を貸与し、訓練指導や防災セミナーを開催するなど、支援に努めております。課題といたしましては、関心を持って参加していただける訓練内容にしていくことだと考えております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** マンションの居住者まで避難所で受け入れるキャパがないので、建物が倒壊する心配が少ないマンションの居住者はできるだけマンションにとどまって生活できるように備えてくださいという考え方で本市の防災計画が組み立てられているように思います。また、最近の分譲マンションの居住者の中には、

マンション内被災生活をする前提で自宅内に備蓄されている方がおられることも聞いておりますが、日々の生活に追われて、被災時の生活について突き詰めて考えておられない方が多いのが現実だと思います。しかしながら、首都直下地震など、東京を襲う大規模地震が発生したときに、マンション内被災生活が実現しなければ、熊本地震のように、避難所はあふれてしまうのではないのでしょうか。そこで、分譲マンションの居住者の自助と共助の強化を促すような行政の支援に早急に取り組む必要があると考えます。

例えば、マンション防災アドバイザーのアドバイスを受けて、防災アピールチラシを作成してマンション内のエントランスロビーや掲示板に張り出すことにより、分譲マンション居住者の自助と共助の強化を促すことに取り組むべきではないでしょうか。また、大阪市の防災アクションプランのように、例えば飲料水の確保について、管理組合で全戸分の3日分の飲料水を保存すること、または各家庭に3日分の飲料水の備蓄を推奨すること、そのどちらか一つを遵守してもらうことをマンションの管理規程に定めてもらい、全戸に配布してもらうことなど、マンションの居住者の自助や共助の強化につながるようなアクションを起こしていただいたときにはその内容に応じた行政の支援を行うことなど、一律の支援だけでなく、マンションの管理組合や居住者の自助努力を促すように取り組むべきであると考えます。御所見を伺います。

○ **消防本部消防長（小泉昭彦君）** マンションの自助努力を促す取り組みといたしましては、さきにお答えしたとおりでございますが、防火管理者や消防計画に基づく訓練を行う際に、自助や共助の強化につながるような訓練に努めてまいります。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 分譲マンションと地域住民の共助による地域防災力の強化につきましては、重要課題ですので、諦めることなく取り組んでいただきたいと思っております。

項目番号4、小中学校におけるAEDの設置場所について伺います。

公共施設を使用している市民がいざというときにAEDを使用できるように、市ホームページのいなぎマップ上にAEDを設置している施設の表示、施設内の具体的な設置場所、使用可能時間帯などが記載されていますが、小中学校については未記載となっています。

(1)、小中学校におけるAEDの設置場所と使用可能時間帯について伺います。

○ **消防本部消防長（小泉昭彦君）** 小中学校のAEDの設置場所につきましては、校舎内の保健室・職員室などに設置され、学校関係者がいたずら防止、維持管理や学校行事などで活用しやすい場所に設置されていることから、具体的な設置場所は掲載しておりません。また、使用可能な時間帯は、学校関係者の就業時間帯となります。

○ **18番（大久保もりひさ君）** (2)、小中学校内においてAEDを使用する可能性の高い場所について伺います。

○ 消防本部消防長（小泉昭彦君） AEDは、心肺停止の傷病者に対して使用する器具ですので、可能性の高い場所を特定することはできないものと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） (3)、学校体育施設団体開放時に、利用者がいざというときにAEDを使用できる場所に設置することについて。①、学校体育施設団体開放時におけるAEDに関する市民からの問い合わせ状況について伺います。

○ 消防本部消防長（小泉昭彦君） 学校体育施設利用団体からの問い合わせはございませんが、救命講習会においては、いつでも活用できるようなAEDの配置について問い合わせがあり、消防本部のAED貸し出し制度の紹介を行っております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 私のところには、団体利用の方や地域住民から、学校体育施設団体開放時においてAEDが必要になったときの対応について、かなりの市民から問い合わせを受けておりますが、教育委員会やいなぎグリーンウェルネス財団等にも問い合わせはほとんどないということでしょうか。

○ 教育部長（伊藤徹男君） これまで、学校体育施設利用団体から教育委員会及びいなぎグリーンウェルネス財団にAEDについての問い合わせはございません。

○ 18番（大久保もりひさ君） ②、愛知県西尾市では、授業中だけでなく、土・日・祝祭日や夜間など、教職員の不在時においても利用できるように、小中学校の体育館の外壁にAEDを設置しています。本市の学校施設においても、体育館の外壁にAEDを設置するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 消防本部消防長（小泉昭彦君） 体育館等の屋外施設につきましては、医療機器であるAED本体の維持管理等とあわせ、屋外設置につきまして調査してまいります。

○ 18番（大久保もりひさ君） 愛知県西尾市に問い合わせましたところ、AEDを保管するラックにつきましては、汎用性のあるものであれば、設置費用を含めても1カ所当たり10万円未満のようでした。つまり、本市内の小中学校18校に設置する費用は180万円未満になると思います。また、体育館の外壁に設置する際には、1、屋根があり、濡れにくい場所、2、日中に直射日光がなるべく当たらない場所、3、この2点を優先した上で、体育館使用者及び外部から借りに来る方が見つけやすい場所への設置が望ましいとの通知を学校に行い、最終的には学校判断にて設置場所を決定したとのことでした。そして、盗難やいたずらについても伺ったところ、西尾市内の35の学校の体育館に設置してからおおむね5カ月がたつそうですが、発生していないとのことでした。

本市内の小中学校には、各4台の防犯カメラが設置されておりますので、より安全性は高いと考えます。調査するとの御答弁でございましたが、私は費用対効果の高い取り組みだと考えます。再度御所見を伺います。

○ **消防本部消防長（小泉昭彦君）** 屋外設置につきましては、ただいま調査・研究をしているところでございます。ただし、精密機械で、温度の変化によってバッテリーのもちがかなり違うという話を聞いております。これについては、いざというときに使えると思って使えなければ何なりませんので、その辺も研究しているところでございます。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 速やかな調査結果に基づいて、本市内の全ての小中学校の体育館の外壁にAEDが設置されることを期待しております。

項目番号5、稲城第七小学校区の学童クラブの待機児童ゼロ対策について。(1)、第二文化センター学童クラブと学童クラブ子どもの森における待機児童数について伺います。

○ **子ども福祉担当部長（芦沢政美君）** 平成28年6月1日現在の第二文化センター学童クラブの保留者数につきましては14人、学童クラブ子どもの森の保留者数につきましては11人となっております。なお、保留者のほぼ全員が放課後子ども教室を利用しており、放課後の安全な居場所は確保されているものと認識しております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 2カ所の学童クラブを合わせますと、入所待ちの児童数が25人であり、そのほぼ全員が放課後子ども教室を利用しているということでございますが、保留者の中で17時以降の居場所を必要としている人数について伺いたいと思います。

また、平成27年第1回定例会の一般質問で指摘、稲城第七小学校区の学童クラブにおいて入所できない事態が起きますと指摘しましたところ、部長は、学童クラブの入所希望者がふえる可能性を認識しながらも、「現時点では学童クラブの増設等を検討するつもりはない」との御答弁でございました。私は、稲城第七小学校の校舎内への設置が不可能ならば、空き店舗等の活用を検討するなど、児童数の変化を見越して協議・検討するべきであると提案いたしました。その後の稲城第七小学校区における学童クラブの増設等に関する検討状況について伺います。

○ **子ども福祉担当部長（芦沢政美君）** 保留者の中で17時以降の居場所を必要としている人数につきましては、把握はしておりません。

また、御質問の学童クラブの増設等についてですが、まず放課後の児童の居場所についての基本的な市の考え方といたしまして、専用施設の整備が必要な学童クラブの拡充は物理的に困難であると状況判断した中で、議会要望等も踏まえ、より緩やかな見守りである放課後子ども教室を実施することにより、児童館も含めて、全ての児童の放課後の居場所を確保していくこととして、放課後子ども教室の見守りも充実させてきております。現在、全小学校で1年生から6年生までと拡充を図っております。そうしたことから、放課後に居場所のない児童は実質的には解消されているものと考えており、現時点では学童クラブの増設等についての検討はしておりません。

○ 18番（大久保もりひさ君） (2)、第二文化センター学童クラブと学童クラブ子どもの森における稲城第七小学校の児童以外の児童数について学校別に伺います。

○ 子ども福祉担当部長（芦沢政美君） 第二文化センター学童クラブと学童クラブ子どもの森に入所している児童につきましては、平成28年6月1日現在、全員が稲城第七小学校の児童となっております。

○ 18番（大久保もりひさ君） たしか昨年度は、保護者の話では、第一小学校の方がいらっしやったようだったのですが、現在はいらっしやらないということを確認いたしました。

(3)、稲城第七小学校区に隣接する学童クラブにおける定員と入所数を伺います。

○ 子ども福祉担当部長（芦沢政美君） 稲城第七小学校区に隣接する学童クラブといたしましては、第一小学校学童クラブと学童クラブ矢野口こどもクラブがあります。平成28年6月1日現在、第一小学校学童クラブにつきましては、定員が70人で、入所児童数は63人となっております。また、学童クラブ矢野口こどもクラブの定員は25人で、入所児童数は23人となっております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 経営的にもちょうどいい人数になっているという感じがしました。

(4)、児童数の当面の増加傾向が予測されている稲城第七小学校区内の第二文化センター学童クラブと学童クラブ子どもの森においては、稲城第七小学校の児童の入所を優先するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 子ども福祉担当部長（芦沢政美君） 市ではこれまで、1小学校区に1学童クラブといった学校を特定した学童クラブの整備はしてきておりません。また、通える範囲で複数の学童クラブの選択を可能にしてほしい等、さまざまな利用者のニーズに柔軟に対応していくために、学童クラブごとの利用可能な学校の指定なども行っておりません。したがって、御質問の学校を指定して学童クラブへの入所を優先することにつきましては、現時点では実施する予定はございません。

○ 18番（大久保もりひさ君） 学童クラブへの入所につきましては、保護者の御希望に従うといった御答弁であったように思います。しかしながら、(3)の御答弁で、隣接する2カ所の学童クラブはともに定員を満たしておりませんでしたので、第二文化センター学童クラブと学童クラブ子どもの森よりも、隣接する第一小学校学童クラブと学童クラブ矢野口こどもクラブに明らかに近い距離に居住されている方に紹介して、第二文化センター学童クラブと学童クラブ子どもの森の待機児童数を減らすような何らかの配慮は行われなかったのでしょうか。

○ **子ども福祉担当部長（芦沢政美君）** 学童クラブの選択を可能にしている理由につきましては、第1希望に入れない方が、通える範囲で定員に満たないほかの学童クラブに入所することができること、また必ずしも居住地ではなく、保護者がお迎えなどを考慮して勤め先に近い学童クラブを選択するなど、あくまでも利用者目線で配慮した仕組みとしていると考えております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** (5)、稲城第七小学校と長峰小学校の待機児童対策として、当該児童のみ放課後子ども教室と学童クラブの併用を認めて、17時まで放課後子ども教室を利用した後、17時以降は学童クラブを利用できるように、副籍制度を設けるなど、稲城市放課後子ども教室実施要綱と稲城市学童クラブ設置条例を変更すべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ **子ども福祉担当部長（芦沢政美君）** 市では、放課後等に家庭にかわり児童を育成する預かり事業である学童クラブと、全ての児童を対象として安全・安心な居場所を提供する事業である放課後子ども教室を国の制度に基づき実施してきております。国制度の中では、事業の趣旨や目的が異なる2つの事業に児童が重複して登録することができないこととなっていることから、御質問の条例等、規定の変更につきましては考えておりません。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 制度上の問題で、検討することすら不可能であるとの御答弁でございました。学童クラブにおいては、新たな待機児童対策はしないということですので、もう一つの放課後の子供の居場所事業である放課後子ども教室における対策について質問いたします。(6)、学童クラブの待機児童対策として、放課後子ども教室を18時まで延長することにより、学童クラブから放課後子ども教室に移行する児童数をふやして、学童クラブの利用者を減らすことが考えられます。市の見解を伺います。

○ **教育部長（伊藤徹男君）** 放課後子ども教室は、保護者が就労等により子供の監護ができない場合に指導員が保護者のかわりに生活指導や育成をする場である学童クラブとは異なり、学校施設を活用し、安全管理員が見守る中、子供たちが自主的に遊んで過ごす居場所と位置づけております。18時までの1時間延長につきましては、人員の確保や学校との調整、財源など、課題もあることから、今後研究してまいります。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 放課後子ども教室は、高橋市長の英断で早期にスタートしましたし、開催日や開催時間などに課題は見当たりません。学校や地域との連携につきましても、今年度設置された稲城市放課後子ども教室運営委員会に学校長と学童クラブ関係者や民生・児童委員などが出席されて、運営などの課題について御協議いただけるようになりましたので、大変ありがたいことだと感謝しております。

さて、研究との御答弁でございましたが、稲城第七小学校と長峰小学校におきまし

ては、稲城市放課後子ども教室運営委員会の中で、児童の放課後の居場所の問題について対応を協議していただきたいと思います。御所見を伺います。

また、第二文化センター学童クラブと学童クラブ子どもの森と長峰小学校学童クラブの来年度当初の入所待ちとなりそうな児童数についても伺います。

○ **教育部長（伊藤徹男君）** 稲城市放課後子ども教室運営委員会では、保護者や地域の方などからの御要望や御意見を伺い、よりよい放課後子ども教室になるように、協議などを行ってまいりたいと考えております。

○ **子ども福祉担当部長（芦沢政美君）** 来年度当初の児童数の推計においては、稲城第七小学校の児童数はやや増加傾向であり、長峰小学校では今年度並みと見込んでおります。したがって、第二文化センター学童クラブ、学童クラブ子どもの森、長峰小学校学童クラブの来年度当初の入所希望者につきましては、今年度並みにはなるのではないかと考えております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 七小と長峰小の学童クラブの入所希望者数は来年度も変わらない見込みであるということでございましたが、七小は児童数がふえる予定でございますので、ふえる可能性もあると認識させていただきました。そういう今年度の状況を再発させないために、七小と長峰小学校のみを対象とした試行ということで結構でございますので、放課後子ども教室を来年度から18時まで延長していただきたいと思います。

項目番号6、全ての学童クラブの民営化について。(1)、学童クラブの民営化の現状と課題について伺います。

○ **子ども福祉担当部長（芦沢政美君）** 学童クラブの民営化につきましては、現在、市内の学童クラブ15施設のうち、公設民営の学童クラブが3施設、民設民営の学童クラブが3施設となっており、育成時間の延長など、利用者ニーズに柔軟に対応した運営を行ってきております。残りの公設公営学童クラブの民営化の進め方等が課題であると考えております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 第一小学校・第三小学校・第七小学校の保護者からは、民営化したことによる評価や喜びの声しか聞いておりません。公営学童クラブにおける父母会費の取り扱いや、父母会の運営などによる保護者間のトラブルにつきましても、民営学童クラブにおいては発生しない仕組みになっていますので、保護者の皆様は大変喜ばれております。残りの公営学童クラブの民営化の進め方等が課題であるとの御答弁でございましたので、次の質問に移ります。

(2)、全ての学童クラブの民営化の進め方について伺います。

○ **子ども福祉担当部長（芦沢政美君）** 学童クラブの民営化につきましては、民営化に対応した学童クラブの施設整備、受託事業者の募集、市の財政負担などの要素を

踏まえ、今後計画的に全ての学童クラブについて民営化を進めてまいりたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 以前より公営学童クラブにおいては育成時間の延長が不可能でありましたので、平成25年第1回定例会において、学童クラブ事業のサービス拡充の要求に関する請願の紹介議員を務めさせていただきました。市議会においては残念ながら否決されましたが、高橋市長の英断で、時間延長等に柔軟な対応ができる学童クラブの民営化にかじを切っていただきました。ありがとうございました。感謝申し上げます。

その後、2年前には全ての学童クラブの民営化を打ち出されて、本市内の15カ所の学童クラブのうち、現在では6カ所の学童クラブの民営化まで進めてこられました。いまだ民営化されていない地域の保育園児や小学生の保護者から、民営化の進め方が遅いとの御指摘をいただいております。校舎と別棟になっている学童クラブにおいては、速やかに民営化することが可能であったと考えますが、なぜ民営化が遅くなっているのか、その理由を伺います。

○ 子ども福祉担当部長（芦沢政美君） これまでは、小学校施設の新設や大規模改修等の機会を捉えて民営化を進めてまいりました。今後は、さきにお答えしましたとおり、民営化に対応した学童クラブの施設整備、市の財政負担などの要素を踏まえ、計画的に全ての学童クラブについて民営化を進めてまいりたいと考えているところでございます。そうしたことから、市といたしましては、現時点で民営化が遅くなっているとの認識は特にはしておりません。

○ 18番（大久保もりひさ君） 計画とかスケジュールを立てていらっしゃらなかったものですから、早いとか遅いとかという認識がないのも当然かもしれませんが、そのことは後で質問いたします。第四小学校や第六小学校、城山小学校のように、校舎内に設置されている学童クラブにおける今後の民営化の進め方について伺います。

○ 子ども福祉担当部長（芦沢政美君） 校舎内に設置されている学童クラブの民営化につきましては、民営化に対応した施設整備や学校等関係者との調整などを踏まえた中で検討してまいりたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） (3)、全ての学童クラブの民営化のスケジュールについて伺います。

○ 子ども福祉担当部長（芦沢政美君） 学童クラブの民営化につきましては、さきにお答えしたとおり進めてまいりますが、具体的なスケジュールにつきましては今後定めてまいります。なお、今年度につきましては、校庭に別棟で新築する稲城第二小学校の学童クラブの民営化を進めているところでございます。

○ 18番（大久保もりひさ君） 遅くとも第四次長期総合計画の期間内に学童クラブの民営化を完了するべきであると考えます。御所見を伺います。

○ 子ども福祉担当部長（芦沢政美君） 市といたしましては、さきにもお答えしましたとおり、学童クラブの民営化につきましては、今後、具体的なスケジュールを検討して、計画的に進めてまいりたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） よろしくお願いたします。

項目番号7、本市の特別支援教育に関する取り組みについて伺います。

文部科学省のホームページには、「特別支援教育」とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです」と記載されています。また、内閣府のホームページには、「インクルーシブ教育システムの構築という障害者権利条約の理念を踏まえた特別支援教育の在り方について検討を行うため、中央教育審議会の「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」において審議が行われ、平成24年7月には、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（初等中等教育分科会報告）」が取りまとめられた。本報告においては、〈1〉共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築について、〈2〉就学相談・就学先決定の在り方について、〈3〉合理的配慮の充実とその基盤となる教育環境整備等について、〈4〉多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進について、〈5〉教職員の専門性向上等について提言された」と記載されています。

(1)、本市の小中学校におけるインクルーシブ教育システムの構築について。①、稲城市立小中学校における特別支援教育の推進・充実に関する基本方針の策定日は、平成23年10月24日となっています。平成24年7月以降におけるインクルーシブ教育システムの構築に関する本市の基本方針の見直しについて伺います。

○ 教育部長（伊藤徹男君） 稲城市立小中学校における特別支援教育の推進・充実に関する基本方針につきましては、特別支援学級の設置校の規模と配置の適正化、特別支援教育推進体制の充実及び相談支援体制の整備・充実につきまして定めております。今後、インクルーシブ教育システムを取り入れた特別支援教育の推進という観点から、当該基本方針の見直しについて検討してまいります。

○ 18番（大久保もりひさ君） 見直しを検討されるということですので、早期の実現を期待しております。

②、平成24年7月以降の共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築に関する取り組みについて伺います。

○ 教育部長（伊藤徹男君） 稲城市では、特別支援教育に関する相談支援の拠点として、教育センターを整備し、相談業務の充実を図るとともに、通級指導学級及び知

的固定学級を増設し、特別支援教育の拡充を図ってまいりました。また、特別な指導を必要とする児童が平成29年度から在籍校において支援が受けられるよう、現在、全ての市立小学校における特別支援教室開設に向け、施設改修等を行っているところでございます。今後、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取り組みを検討してまいります。

○ 18番（大久保もりひさ君） 検討されるとの御答弁でございましたので、平成29年度からの特別支援教室の取り組みの中で、全ての教員のスキルアップが図られて、障害のあるなしにかかわらず、全ての児童がわかる授業が展開されるインクルーシブ教育システムを構築していただきたいと考えます。御所見を伺います。

○ 教育部長（伊藤徹男君） 今後、専門性のある教員の適正配置を図るとともに、研修等を通じて教員のスキルアップに努め、障害のある子供にも、また障害のない子供にも、わかりやすい、よりよい教育効果をもたらすことができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） ③、平成24年7月以降の就学相談・就学先決定の在り方に関する取り組みについて伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 就学相談につきましては、平成25年度から、専門性の高い職員が配置された教育センターが中心となり、インクルーシブ教育の趣旨を踏まえた相談を行っております。具体的には、本人・保護者と教育委員会・学校が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを基本的な姿勢とした就学相談を行い、本人の障害の状態や専門的見地からの意見等も踏まえた総合的な観点から就学先を決定することを原則としております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 児童・生徒や保護者の就学先の希望と本市教育委員会の決定が違ったときの現状の対応と課題と今後の取り組みについて伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 児童・生徒や保護者の就学先についての御希望と本市教育委員会主催による就学支援委員会の判定との間に相違が生じた場合は、就学支援委員会における審議の内容及び判定までの経緯について丁寧に説明するとともに、本人・保護者と十分に話し合い、意見が一致するよう努めた上で、本人・保護者の意見を最大限尊重し、就学先を決定しております。

課題といたしましては、本人・保護者と教育委員会が、障害の状態や本人の教育的ニーズ、必要な支援などについて、よりの確かつ確実な合意形成を行った上で、就学先を決定することであると認識しております。

今後の取り組みにつきましては、本人・保護者と教育委員会が、本人に必要な支援は何かということについての共通認識を醸成するよう、可能な限り早期からの、かつ継続的な教育相談支援に取り組んでまいります。

○ 18番（大久保もりひさ君） ④、平成24年7月以降の合理的配慮の充実とその基盤となる教育環境整備等に関する取り組みについて伺います。

○ 教育部長（伊藤徹男君） 市としましては、合理的配慮の充実を図る上で教育環境整備の充実は欠かせないことと認識しております。このことから、小中学校の施設整備におきましては、校舎建てかえ、大規模改修、増築工事等の機会を捉え、必要に応じてエレベーター及びだれでもトイレ、点字ブロックなどを整備しております。また、障害のある児童・生徒が通学することとなった場合、スロープを設置するなどの簡易工事等により、必要に応じた施設整備を行っているところでございます。

○ 18番（大久保もりひさ君） 小中学校全体の施設整備の進め方は理解いたしました。合理的配慮の充実として大切なことは、全ての教室において、児童・生徒の特性に応じた対応が可能となるようなしつらえの工夫であると考えます。また、そのような工夫を十分に活用することができるように、全ての教員のスキルアップを図るための教育や研修が不可欠であると考えます。御所見を伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 特別な支援を必要とする児童・生徒の学校生活におきましては、環境整備を最大限活用するよう、教員には、現在の学校の環境整備を把握することと同時に、環境を生かした指導方法を開発する力が必要と考えております。現在、教育委員会では、特別支援教育コーディネーター研修会、また学校訪問の際などに、指導上必要な視点として、環境整備の活用についても示しているところでございますが、今後も引き続き研修会などにおいてこのような内容の設定にも取り組んでまいりたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） ⑤、平成24年7月以降の多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進に関する取り組みについて伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 教育委員会では、通常の学級、通級指導学級、特別支援学級のそれぞれが教育活動の充実を図るよう、指導方法の工夫・改善のための教員研修の開催、特別支援指導補助員の配置、教育センター職員や言語聴覚士等専門家の派遣を行っております。

学校間連携等の推進につきましては、まず小中学校間における児童・生徒についての情報共有や、通常の学級と特別支援学級との交流活動などを行っております。また、都立特別支援学校との連携として、都立特別支援学校教員を講師とした研修会実施や副籍事業の実施などに取り組んでおります。

○ 18番（大久保もりひさ君） 現状の取り組みについては理解いたしました。多様な学びの場の整備としては、さまざまな取り組みが考えられます。例えば、保護者と教師ともに語ろう会という取り組みを行っている学校がありますが、教師にとっては保護者の立場で児童を見ることができ大変貴重な機会であると思っておりますので、全て

の小中学校で実施するべきだと考えます。また、学校ごとに地域住民と教師ともに語ろう会を企画すれば、保護者も知らない放課後や学校休業日などにおける児童・生徒の生の姿を教師が知ることができますし、地域住民の知恵を吸収することが可能となると考えますので、ぜひとも検討していただきたいと思ひます。御所見を伺ひます。

○ **教育指導担当部長（杉本真紀子君）** 子供たちの抱えている課題について、かかわりのある大人同士が共有し、見守り体制などを整えることは、子供の成長を図る上で効果があると考えております。本市におきましては、実際の子供たちの状況などについて、各学校及びPTA主催による保護者会や保護者と教員との懇談会、また地域教育懇談会等により、地域・保護者・学校が充実した情報交換や協議を行ってきております。今後も引き続きこれらの事業に取り組んでいく中で、扱うテーマにつきましても、子供たちの実態に沿う内容とするよう、さらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** ⑥、平成24年7月以降の教職員の専門性向上等に関する取り組みについて伺ひます。

○ **教育指導担当部長（杉本真紀子君）** 教育委員会では、教員研修について、発達障害に関する知識・技能を身につけるための内容の充実を図るとともに、定例校長会等において、インクルーシブ教育の趣旨を踏まえた適切な指導・対応方法についての情報提供や指導を行っているところでございます。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 発達障害に関する教員研修の充実を図っていただくことには大賛成でございますが、参加教員をふやす工夫をお願いしたいと思ひます。御所見を伺ひます。

○ **教育指導担当部長（杉本真紀子君）** 御指摘のとおり、発達障害に関する適切な指導や支援方法について、教員はさらに資質を高める必要があり、研修への参加をふやす工夫は大切な課題であると認識しております。教育委員会では引き続き、より多くの教員が受講するよう実施方法の工夫などに取り組むとともに、各学校における校内研修会の実施を推進してまいります。

○ **18番（大久保もりひさ君）** (2)、本市の特別支援教育に関する取り組み、専門職等の配置、果たすべき役割、連携、責任等について。①、稲城市教育委員会について伺ひます。

○ **教育指導担当部長（杉本真紀子君）** 教育委員会では、特別支援教育は、共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育システム構築のためには必要不可欠なものとして認識し、特別支援教育推進施策の立案や、学校への指導、教員対象の研修の実施、各教育機関との連携の充実などに取り組む、特別支援教育の推進に努めております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 現状の取り組みは理解いたしましたが、学校訪問の回数をふやすことと、職員会議などの教職員が集まっているところへ出席されて、特別支援教育などについて意見交換をすることなどが必要であると考えます。御所見を伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 現在、教育委員会では、年度当初に全小中学校を訪問し、特別な支援を要する児童・生徒、また不登校やその傾向のある児童・生徒、食物アレルギー等のある児童・生徒などについて、校長等との情報共有や協議を行い、留意すべき児童・生徒の状況について把握しているところです。また、このほか、教育委員や事務局職員による学校訪問を年間6校～7校を対象に実施しておりまして、授業観察等を通して、教職員とともに特別支援教育を話題とした協議を行ったり、また指導主事及び教育センター職員が校内研修に入りまして、特別支援教育に関しての指導・助言などを行っているところです。今後もこのような訪問事業に取り組んでまいりたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 今年度か昨年度ぐらいから学校訪問がふえたようなことは教職員の方々からも聞いてはいるのですが、教員がひとりでいろいろな問題を抱えている場合もあるようですので、できるだけ教育委員会の方に訪問していただき、聞き取りをするなり、ガス抜きをするなり、そういうことをやっていただく必要があると考えますので、今後ともよろしく願いいたします。

②、小中学校について伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 各小中学校におきましては、障害のある児童・生徒一人一人に対する支援の質を一層充実させるため、校長のリーダーシップのもと、校内委員会の充実、校内研修等による教員の資質向上などを図っております。また、特別支援教育コーディネーターを中心とした組織的な対応、特別支援指導補助員やスクールカウンセラー等の効果的な活用などにより、支援を必要とする児童・生徒への適切な支援を充実させ、特別支援教育の推進に努めております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 現状の取り組みは伺いました。児童・生徒に課題やアクシデントなどが生じたときのチーム学校としての対応の現状と課題と今後のさらなる改善の取り組みについて伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 特別な支援を要する児童・生徒に緊急的な対応が必要になった場合、学校では、担任教員のみでなく、教職員の連携により、迅速な組織的対応を図るよう努めております。課題といたしましては、日常の校内委員会等における共通理解を現実の緊急事態に生かせるよう、さらなる体制整備の充実が必要と考えております。今後の取り組みといたしましては、より適切な対応ができるよう、保護者との連携を図るとともに、専門家等の指導・助言を得るなどし、個別の児童・生徒への支援策について教職員間でのより具体的な共通理解を深めるよう学

校を支援してまいります。

○ 18番（大久保もりひさ君） ③、教育センターについて伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 稲城市教育センターには元学校管理職及び心理職等を配置し、特別支援教育相談室、教育相談室及び適応指導教室梨の実ルームが連携し、特別支援教育の専門性と教育相談機能を活用した児童・生徒への丁寧な支援に努めております。また、教員研修や教育資料整備について、センター的役割を担う教育センター機能を十分に生かし、特別支援教育に関する教員の資質向上についても効果を上げるよう、充実を図っているところでございます。

○ 18番（大久保もりひさ君） 現状の取り組みはよくわかりました。稲城市教育センターの元学校管理職や心理職などのメンバーが小中学校を訪問する機会をふやして、チーム学校の総合力をアップさせるべきであると考えます。御所見を伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 教育センターの教育相談室、特別支援教育相談室、さらに適応指導教室梨の実ルーム配置の元学校管理職及び心理職は、年間を通し全小中学校へのそれぞれ数回にわたる訪問を行い、特別な支援を要する児童・生徒への支援方法について学校に指導・助言をしております。今後もより具体的な指導・助言を行いまして、さらに学校の指導力を上げるよう努めてまいります。

○ 18番（大久保もりひさ君） ④、特別支援教育相談室について伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 特別支援教育相談室には特別支援教育について高い専門性を有する元学校管理職及び心理職を配置し、発達上の課題があり、学習上または生活上困難のある児童・生徒とその保護者に対し、児童・生徒の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、さまざまな相談業務に取り組んでおります。

○ 18番（大久保もりひさ君） 現状の取り組みは理解いたしましたけれども、小中学校の保護者の認知度の低さが課題であると考えます。保護者へのアピールの強化について伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 本市の特別支援教育のさらなる推進のため、特別支援教育相談室の取り組みに関しまして、より多くの保護者の方に御理解いただくことは大切なことと考えております。そこで、平成27年度には、特別支援教育相談室についての広報活動として、広報いなぎ平成28年1月15日号への掲載、また各小学校の新生保護者説明会における特別支援教育相談室配置職員による保護者への相談室についての説明等を行ってまいりまして、保護者への周知について充実を図っております。今後も特別支援教室設置に向け、相談ニーズがより高まることが予想さ

れますので、引き続き周知を推進する必要があると考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） ⑤、稲城市発達支援センター「レスポーいなぎ」について伺います。

○ 福祉部長（鈴木秀治君） 稲城市発達支援センター「レスポーいなぎ」につきましては、臨床心理士などの相談員を3名配置し、発達障害に関する相談支援や普及啓発等を行っております。発達障害に関する相談窓口として、広く市民・保護者などの相談を受けていくとともに、教育委員会の特別支援教育相談室と同じ事務室内で事務を行うことにより、福祉・教育の関連部署との情報共有・連絡・調整などを密に行い、さらに保健所・児童相談所などの関連機関との連携を図り、適切な支援につなげていくよう努めているところでございます。

○ 18番（大久保もりひさ君） 10万人未満の非常に小さな市でありながら、こういう稲城市発達支援センターということで専門のセンターをつくって、今年度から3名にふやしていただいたわけです。これは、高橋市長が思い切られて、必要だということで考えてくださってやっておられるということで、実は稲城市より大きな近隣市から「稲城市はいい」と言われるぐらいに非常にいいセンターであり、取り組みだと思っております。そういう稲城市発達支援センターという非常に有効な機能をもっともっと学校現場で生かすべきだと思っておりますので、再質問をさせていただきます。

小中学校において、児童・生徒を観察した上で教職員へのアドバイスをを行うことなど、特別支援教育に関して、全ての小中学校との連携強化を図るべきであると考えます。御所見を伺います。教師の方々というのは、教育については専門家でいらっしゃるけれども、医療に関する療育については素人でありますので、しっかりとした専門家の方の話を常に聞くということが必要であると思えます。そういう意味では、教育センターの方の訪問とはまた別に、こういう福祉の専門家の方、障害に関する専門家の方々の話を聞くということは非常に重要であると考えて質問するものでございます。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 現在、教育委員会及び各学校と発達支援センター「レスポーいなぎ」とは、センター職員の学校訪問による相談登録児童の支援方法についての学校への助言、また教育委員会主催の教員研修における指導・助言、就学支援委員会及び発達相談などの際の助言等をいただきまして連携し、特別な支援を要する児童・生徒についてのより有効な支援ができるように取り組んでおります。今後も引き続きセンター職員の専門性を活用してまいりたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） (3)、障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を実現するために、本市における全て

の関係する組織や人材がレベルアップ・スキルアップしつつ、連携・協力するべきであると考えます。①、市の認識を伺います。

○ **教育指導担当部長（杉本真紀子君）** 支援を要する児童・生徒が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加することができるよう、特別支援教育を充実させるためには、関係行政機関同士の相互連携のもと、行政と専門性を有する関係機関との適切な連携・協力が必要不可欠と認識しております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** ②、現状と課題について伺います。

○ **教育指導担当部長（杉本真紀子君）** 現在、教育委員会では、特別支援教育に関する相談や教員研修について、稲城市発達支援センター「レスポ一いなぎ」を初めとする福祉機関及び医療・心理の専門家、都立特別支援学校等と連携し、学校や教員のレベルアップを図っております。特に、現在、発達障害等の児童・生徒の個別の実態に即した支援が一層充実するよう各機関と連携しておりますが、一方で、保護者を含め、広く理解・啓発を図っていく必要があると考えており、この点が課題であると認識しております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 発達障害は、早期発見・早期療育が重要であると言われておりますので、保護者や地域住民などへの発達障害に関する正しい情報を広く深く提供できるように取り組んでいただきたいと思います。保護者への発達障害に関する情報提供については、担任教師と保護者との面談の機会を活用するべきであると考えます。現状と今後の可能性などについて伺います。

○ **教育指導担当部長（杉本真紀子君）** 児童・生徒の個別の成長の状況や課題についての情報交換や情報共有は、まず担任教員と保護者との面談の場において行っております。発達障害についてお話しする必要がある場合も、そのような面談の場を活用することを基本としておりますが、個別の状況等により、スクールカウンセラーや教育センター職員などが発達障害について説明したり、またお子さんの状況について共通理解を図ったりしているところでございます。今後に向けましては、児童・生徒と最もかかわりが深く、日常生活の状況を把握している担任教員が、発達障害のある児童・生徒について具体的な支援方法についての見通しを持ち、それを保護者にお示しできるよう、教員の一層の資質向上や、校内におけるさらなる共通理解を図る必要があると考えております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 発達障害の早期発見につきましては、これまで何度も申し上げてきましたように、5歳児健診が一番有効であると思います。また機会を捉えて質問いたしますので、よろしく願いいたします。

③、今後の取り組みについて伺います。

○ **教育指導担当部長（杉本真紀子君）** 今後につきましては、引き続き専門機関とのさらなる連携に努めてまいります。特に、平成29年度の特別支援教室開設に向け、発達障害の児童・生徒への指導・支援が充実するよう、専門機関と連携した教員研修の充実を図ってまいりたいと考えております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 専門機関と連携した教員研修の充実には期待するところでありますので、具体的に現在の予定を伺いたいと思います。

○ **教育指導担当部長（杉本真紀子君）** 教育委員会では、特別支援教室設置に向け、発達障害に関する教員の指導力及び対応力の向上を目指し、発達支援センター「レスポ一いなぎ」職員や医療関係者、また大学教授等の専門家を講師とした教員対象の研修会を平成27年度末から既に3回実施いたしまして、今後さらに平成28年度中に10回以上の実施を予定しております。また、8月には、校長及び副校長を対象といたしまして、「今後の特別支援教育と学校管理職の在り方」をテーマといたしました都立特別支援学校の校長を講師として招聘する研修会の実施も予定しているところでございます。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 今後とも、特別支援教室の開設に向けて、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

項目番号8、チーム学校における学校図書館活性化推進員の活動について伺います。

第四次稲城市長期総合計画期間内での全ての小中学校への学校図書館活性化推進員の配置予定を2度の前倒しにより早期に達成されたことを高く評価するものであります。

(1)、全校配置となったことで、新たに実施した取り組みについて伺います。

○ **教育指導担当部長（杉本真紀子君）** 教育委員会では、平成28年度から、年度当初に学校図書館活性化推進員連絡会を実施し、各学校に配置された推進員18人を集め、推進員の職務等について指示するとともに、推進員同士の情報交換、研さんを図る機会といたしました。

○ **18番（大久保もりひさ君）** いよいよ全校に配置されたということで、しっかりと本人たちにもそういう認識を持っていただくとか、そういう意味での記別を与えるという意味では非常によかったかと思えます。

(2)、学校図書館活性化推進員を全ての小中学校に配置したことにより、平日の授業日に学校図書館が機能していることは、教育効果や学校経営の向上だけでなく、大いに誇れる本市の特徴的な教育施策であると思えますので、広く市民にアピールするべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ **教育指導担当部長（杉本真紀子君）** 学校図書館活性化推進員を活用した学校図書館の運営推進につきましては、これまでも学校だよりなどにより地域・保護者の皆

様にお知らせしたところでございますが、今後とも周知を図ってまいります。

○ 18番（大久保もりひさ君） 今後も周知を図られるということですので、シティーセールスの視点で、他の自治体の方にも知っていただくことを意識して、広報やホームページなどに具体的な学校図書館活用教育の様子などを掲載するべきであると考えます。御所見を伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 学校図書館活用推進等による児童・生徒の読書活動充実の状況について保護者や地域に広く周知することは大切なことと考えております。現在、市内の多くの学校におきましては、学校だより配布や学校だよりのホームページ掲載等により周知を図ってきておりますが、今後も引き続き、効果的な広報の方法を工夫・検討してまいります。

○ 18番（大久保もりひさ君） (3)、学校図書館活性化推進員の研修計画について伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 学校図書館活性化推進員を対象とした研修計画につきましては、学校図書館活性化推進員連絡会及び年間を通し定期的を開催しております学校図書館運営推進委員会・稲城市立学校教育研究会への参加を可能とし、資質向上を図る機会として設定しております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 今年度の実施状況と今後の予定について伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 平成28年度につきましては、学校図書館活性化推進員連絡会を4月11日に実施いたしました。次に、学校図書館運営推進委員会につきましては、既に6月7日に実施いたしまして、今後は10月及び2月に実施する予定であります。また、稲城市立学校教育研究会につきましては、既に4月13日、5月11日、6月8日に実施いたしました。今後は、2月までの間にさらに7回実施する予定であります。

○ 18番（大久保もりひさ君） (4)、学校図書館活性化推進員間の連携について伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 学校図書館活性化推進員間の連携につきましては、学校図書館活性化推進員連絡会、学校図書館運営推進委員会及び稲城市立学校教育研究会などの機会を活用して、情報交換や協議を行ったり、互いの研さんを図ったりしているところでございます。

○ 18番（大久保もりひさ君） 今年度の実施状況と今後の予定について伺います。

○ **教育指導担当部長（杉本真紀子君）** 学校図書館活性化推進員連絡会、学校図書館運営推進委員会及び稲城市立学校教育研究会につきましては、さきにお答えいたしました日程にて実施しているところでございます。また、ほかに同じ中学校ブロック内など、推進委員会における情報交換などが行われております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** (5)、司書教諭と学校図書館活性化推進員や校長、副校長、その他の教職員との連携について伺います。

○ **教育指導担当部長（杉本真紀子君）** 各学校におきましては、校長の経営方針のもと、司書教諭等教職員と学校図書館活性化推進員が連携・協力し、児童・生徒の読書活動の充実や学校図書館の円滑な運営を図っております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 学校図書館活用教育について、全ての教員に理解していただく必要があると考えますので、長期休業期間中に学校図書館活用教育に詳しい専門家による研修会を開催するべきであると考えます。御所見を伺います。

○ **教育指導担当部長（杉本真紀子君）** 御指摘のとおり、全ての教員が各教科等における学校図書館活用の意義を認識することは大切なことと考えております。教育委員会では、夏季休業日中に教諭を対象としたさまざまな研修講座を開催しておりますが、特に重要な教育課題につきましては、平成27年度から全教員対象の研修会として開催しております。平成28年度につきましては、E S D及びオリンピック・パラリンピック教育をテーマとして全教員対象の研修会を実施する予定ですが、本研修会の中におきまして学校図書館の活用や読書活動充実の意義についても触れたいということをご予定しております。なお、専門家による全教員対象の研修会実施につきましては、今後の検討課題としてまいります。

○ **18番（大久保もりひさ君）** (6)、学校図書館活性化推進員全員が、稲城市教育研究会や各種研修会に参加できるような環境整備と配慮について伺います。

○ **教育指導担当部長（杉本真紀子君）** 教育委員会では、学校図書館活性化推進員が稲城市立学校教育研究会やそのほかの研修会へ公務として出席できるための配慮を行うよう、各校長に指導しているところでございます。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 今年度の参加状況と今後の取り組みについて伺います。

○ **教育指導担当部長（杉本真紀子君）** 平成28年度に入り、既に実施いたしました稲城市立学校教育研究会への学校図書館活性化推進員の出席者数につきましては、4月が4人、5月が12人、6月が10人でございます。ほかに4月11日実施の学校図書館活性化推進員連絡会及び6月7日実施の学校図書館運営推進委員会へは18人全員が

出席いたしました。今後も、このような研修への参加の促進を図ってまいりたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 今後とも学校図書館活用教育の充実にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

項目番号9、拡大が計画されている吉方公園の整備について伺います。

(1)、榎戸土地区画整理事業における吉方公園の整備について。①、計画されている吉方公園の面積を伺います。

○ 都市基盤整備担当部長（久家 康君） 榎戸土地区画整理事業におきましては、稲城中央土地区画整理事業で整備された既存の吉方公園に隣接し、新たに約3,500平方メートルを整備する計画としております。

○ 18番（大久保もりひさ君） ②、現在の検討状況を伺います。

○ 都市基盤整備担当部長（久家 康君） 榎戸土地区画整理事業につきましては、地区の基幹空間となる公園通り梨の道線や公園の整備に関し、近隣にお住まいの方々のニーズを把握するとともに、関係団体の御意見を伺いながら整備方針などを決定していくこととし、榎戸地区の権利者を初め、小中学校のPTA、みどりクラブなどの方々に御参加いただき、平成20年10月に榎戸土地区画整理事業区域内都市施設等整備検討会を設置いたしました。これまでに検討会では、公園通り梨の道線の整備方針や地区内に計画されている公園のコンセプトなどを検討してまいりました。吉方公園の整備方針につきましても、この検討会の中で引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） ③、今後の進め方について伺います。

○ 都市基盤整備担当部長（久家 康君） 今後の進め方につきましては、榎戸土地区画整理事業区域内都市施設等整備検討会において、既存の吉方公園との整合を図りながら、地域の方々が使いやすく利用しやすい多目的な公園としての整備を目指し、自治会や地域の意見を伺いながら整備を進めてまいりたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 整備を予定されている時期について伺います。

○ 都市基盤整備担当部長（久家 康君） 榎戸土地区画整理事業につきましては、これまでも関係権利者より早期の事業推進を求められておりますので、現在、第四次稲城市長期総合計画期間内での建物移転の完了を優先して事業を進めているところでございます。このため、吉方公園を初めとする地区内の公園や公園通り梨の道線などの整備につきましては、この建物移転の完了後に順次整備を予定しているところでございます。

○ 18番（大久保もりひさ君） (2)、現在の吉方公園について。①、面積を伺います。

○ 都市建設部長（吉野浩章君） 現在の吉方公園の面積でございますが、4,390.79平方メートルの面積で供用しております。

○ 18番（大久保もりひさ君） ②、現状における課題について伺います。

○ 都市建設部長（吉野浩章君） 吉方公園における現状での課題につきましては、昭和59年の開園以来32年が経過していることにより、園内のトイレなどの施設の経年劣化が進行していることが課題であると認識しております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 子供から高齢者まで全ての市民が安心して集うことができる公園のあり方としては、巨木が密集していることや、公園の広さに比べて非常に高い築山により見通しが悪くなっていることが課題であると考えます。御所見を伺います。

○ 都市建設部長（吉野浩章君） 吉方公園は、市制10周年に記念公園として整備されておりまして、32年間にわたり市民の皆様にご利用いただいております。開園以来32年が経過していることから、御質問のとおり、樹木も成長いたしまして、密集してきている状況でございます。利用される皆様の安全な憩いの場としての公園を維持していけるような方策を検討してまいりたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） ③、今後の整備の進め方について伺います。

○ 都市建設部長（吉野浩章君） 今後の整備の進め方につきましては、公園施設の老朽化の対策といたしまして、遊具類は、毎年の点検結果に基づき、適切に補修や更新を行ってまいります。その他の公園施設につきましても、劣化状況を確認しながら、利用者の安全が確保できるよう、保全に努めてまいりたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 済みません、1時間半を超えてしまいましたので、お疲れになったと思いますが、もう少しおつき合いたいと思います。再質問させていただきます。稲城第一小学校の通学路への街頭防犯カメラの設置事業において、吉方公園の2カ所の出入り口を撮影範囲とされましたので、吉方公園の安全性は高まったと思いますが、公園の見通しをよくするとの視点で、樹木の枝の剪定を行うべきであると考えます。御所見を伺います。

○ 都市建設部長（吉野浩章君） 今御質問いただいたとおり、通学路における街頭防犯カメラの設置によりまして安全性が高まったと考えております。今後も防犯カメラの撮影範囲が十分確保されるように、公園内の樹木の枝の剪定など、管理を行って

まいりたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） (3)、拡大が計画されている吉方公園全体の整備について伺います。①、庁内の関係部署が一堂に会して、拡大が計画されている吉方公園全体の整備のあり方について検討するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 都市基盤整備担当部長（久家 康君） 吉方公園につきましては、既成市街地内の公園としては比較的大きな面積であり、さまざまな公園としての機能を有した整備が可能となるため、整備効果を最大限に発揮できるよう、多角的な検討が必要であると考えております。このため、榎戸土地区画整理事業区域内都市施設等整備検討会で検討を進めるとともに、今後、庁内の関係部署とも、吉方公園全体の整備のあり方について検討してまいりたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 非常にいい答弁をいただきました。

実は、埼玉県川越市のまちづくりや香川県の高松丸亀町商店街の再開発などにかかわってられました都市計画家の西郷真理子さんのまちづくりのマネジメントの手法を平成23年10月に放送されました教育テレビで拝見いたしまして、通常のまちづくりの進め方との違いに感動いたしましたので、平成24年1月に公明党稲城市議団で高松丸亀町商店街を視察いたしました。現在の吉方公園と榎戸土地区画整理事業により整備される公園を合わせると、約7,890平方メートルの巨大な公園が既成市街地の中央にでき上がることとなりますので、西郷真理子さんが提唱されているように、住民がディベロッパーになるべき、住み続けようと思う人が開発するのが一番、地域の人たちがチームを組んで、自分たちのまちをよくしようというのが一番大切、最初から制度や法律にのっとって発想するのではなく、こういうまちにしたいという住民の望みを第一に考え、どういう手だてがあるかを行政の担当者とともに探る中で解決策が編み出されたなどの言葉の数々をかみしめて取り組むべきであると考えます。そして、専門家を呼んで、あるべき論を聞くのではなく、みんなの話を聞くワークショップを何回も何回も開くことで、まちの人たちがみずから「ああ、やっぱりそうだったのか」と思うことが大事だとおっしゃっています。西郷真理子さんはその経験から、徹底的に話し合っていくと、意見は自然にまとまっていくとおっしゃっています。

さて、今後は、庁内の関係部署も加えて、吉方公園全体の整備のあり方を検討するというございですが、今申し上げた視点や手法についても御検討いただきたいと思っております。御所見を伺います。

○ 都市基盤整備担当部長（久家 康君） さきにお答えさせていただきました榎戸土地区画整理事業区域内都市施設等整備検討会は矢野口地区にお住まいの方により組織されておりますので、既存の公園を含めた吉方公園全体の整備につきましては、東長沼地区も含めた周辺にお住まいの方々や現在公園を利用されている方々の御意見も伺いながら検討してまいりたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 前向きな御答弁をいただきました。確かに、土地区画整理事業によって公園を生み出していただきますので、関係権利者の方々の減歩とか清算金によって生み出された土地でありますので、その関係権利者の方々の意見をまず第一に聞くのは当然だと思っておりますけれども、実際に全体の整備ということになりますと、やはり東長沼地区の住民の方々や公園利用者の方々の意見を聞くということが重要であると考えます。今の御答弁では、そういう東長沼、また矢野口地区の住民の方々と公園利用者の方々の意見を聞くための新たな検討会や協議会などを立ち上げて、吉方公園全体の整備や地域の活性化につながる取り組みなどを検討していただけるものであると理解してよろしいのでしょうか。

○ 都市建設部長（吉野浩章君） 新たな検討会や協議会を立ち上げるという方法もごさいますが、矢野口地区・東長沼地区の吉方公園の周辺にお住まいの方々及び公園を利用している方々の御意見をどのような形で伺うのが効率的で効果的であるのかといったことを検討してまいりたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） よろしく願いいたします。

②、防災公園の機能を付加することについて検討するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 消防本部消防長（小泉昭彦君） 防災公園の機能を付加することにつきましては、さきにお答えしましたとおり、今後、吉方公園全体の整備のあり方について検討する中で検討してまいりたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） ③、公園の一部に高齢者支援センターやふれあいセンターなどの高齢者を支援する施設を設置することについて検討するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 都市建設部長（吉野浩章君） 吉方公園は、都市公園法に定める都市公園であり、都市公園法には都市公園内に設置が可能な施設が定められております。高齢者支援センターやふれあいセンターなどの高齢者を支援する施設につきましては、都市公園法において設置可能な施設として定められていないことから、都市公園内への設置は困難であると認識しております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 先ほど西郷真理子さんが高松市の丸亀町商店街の再開発のマネジメントに携わる中で経験されたときの言葉を申し上げましたように、既存概念や制度や法律にのっとして発想するのではなく、ゼロベースで地域住民の希望を全て聞くことから始めていただきたいと思います。御所見を伺います。

○ 都市建設部長（吉野浩章君） 法律や制度にのっとして行政運営することは必要なことであると認識しております。また、都市公園として、その役割である公共の福

社の増進に資するものでなければならないと思っております。吉方公園は、開園以来32年間、近隣の皆様に親しまれてきている公園であり、新たに榎戸地区への公園拡大に当たり、さきにお答えいたしましたとおり、周辺にお住まいの方々や利用者の方々の御意見を伺いながら、吉方公園全体の整備のあり方について検討してまいりたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） ④、公園の一部に保育園を設置することについて検討するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 都市建設部長（吉野浩章君） さきにお答えいたしました同様の理由のとおり、保育園につきましても、都市公園法における設置可能な施設として定められていないことから、都市公園に設置することは困難でございます。

○ 18番（大久保もりひさ君） 近年、住宅密集地に建設予定の保育園が近隣住民などの反対により中止や延期に追い込まれるケースが出てきております。子供の声でうるさくなることや、保護者らの車や自転車の往来が激しくなり、危険が増すとの懸念が強かったことが要因のようです。本市においても、保育園の子供の声と保護者らの車や自転車の往来や駐車などへのクレームがふえているようですので、新たな保育園の建設は住宅密集地ではなく、公園や梨畑などに隣接した場所が望ましいと考えます。そこで、吉方公園の拡大整備にあわせて、既成概念や制度や法律にとらわれることなく、ゼロベースで地域住民、中でも若い世帯の希望をきちんと聞くべきであると考え提案しました。また、既成市街地内、特に矢野口や東長沼における子育て世帯の増加が今後も見込まれることから、吉方公園内や隣接地につきましても、保育園の適地であると考えます。御所見を伺います。

○ 都市建設部長（吉野浩章君） 御質問のとおり、近年、近隣住民などの反対により保育園の建設が中止や延期になる事例があることは認識しております。また、さきにお答えいたしましたとおり、法を遵守しながらも、周辺にお住まいの方々や利用者の方々の御意見を伺いながら、吉方公園全体の整備のあり方について検討してまいりたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） ⑤、公園の一部に障害者施設を設置することについて検討するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 都市建設部長（吉野浩章君） さきにお答えいたしました同様の理由のとおり、障害者施設につきましても、都市公園法における設置可能な施設として定められていないことから、都市公園に設置することは困難です。

○ 18番（大久保もりひさ君） 本市における障害者施設の建設につきましても、既成市街地における需要が高いということでございますが、地代が高くなっていること

から、障害者施設の経営が成り立たなくなっている現状があると考えます。そこで、吉方公園の拡大整備にあわせて、既成概念や制度や法律にとらわれることなく、ゼロベースで地域住民、中でも障害者世帯の希望をきちんと聞くべきであると考え、提案しました。再度御所見を伺います。

○ **都市建設部長（吉野浩章君）** 繰り返しになりますけれども、さきにお答えいたしましたとおり、法を遵守しながらも、周辺にお住まいの方々や利用者の方々の御意見を伺いながら、吉方公園全体の整備のあり方について検討してまいりたいと考えております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** よろしくお願いたします。
項目番号10、第二文化センター北側用水路の整備について。
(1)、用水路としての必要性について伺います。

○ **都市建設部長（吉野浩章君）** 第二文化センター北側用水路の必要性につきましては、現在のはかんがい用水路としての役割はなく、周辺の雨水排水路として重要な水路であることから、機能維持を行っているところでございます。

○ **18番（大久保もりひさ君）** (2)、現状における課題について伺います。

○ **都市建設部長（吉野浩章君）** 現状における課題につきましては、部分的に雨水が滞留し、蚊が発生している状況があり、課題と考えております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** (3)、今後の整備について伺います。

○ **都市建設部長（吉野浩章君）** 第二文化センター北側の用水路は、雨水排水路としての重要な役割を担っていることから、治水機能を維持しつつ、かつ蚊の発生などの課題解決が効果的に図られるような整備手法について研究してまいりたいと考えております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 整備手法を研究するという御答弁でございますので、当分、時間がかかりそうでございますが、私は、用水路にふたかけをして歩行エリアとすれば、地域の方々の安全な通行に寄与することができると思います。再度御所見を伺います。

○ **都市建設部長（吉野浩章君）** 今御提案いただきました水路のふたかけも整備手法の一つであると考えております。今御提案の整備手法も含めまして、効果的な課題解決に向けた整備手法を研究してまいりたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。